

岩倉市耐震改修促進計画【概要版】

I はじめに

◆ 計画の背景

これまでの地震被害を振り返ると、1995 年（平成 7 年）1 月の阪神・淡路大震災では地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、このうち約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。この教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が 1995 年（平成 7 年）12 月 25 日に施行されました。その後も 2011 年（平成 23 年）に東北地方太平洋沖地震、2016 年（平成 28 年）に熊本地震、2018 年（平成 30 年）には大阪府北部を震源とする地震が発生し、この地震では、コンクリートブロック塀が倒壊し、人的被害が発生しました。

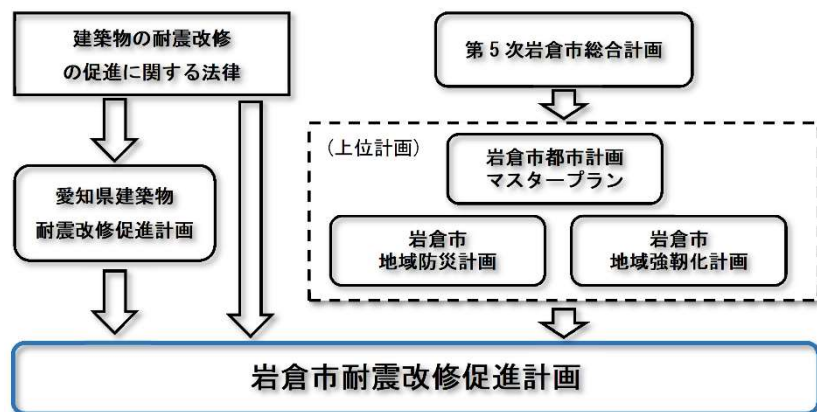
また、2018 年（平成 30 年）2 月に、政府の地震調査委員会において、今後 30 年以内にマグニチュード 8 から 9 クラスの南海トラフ巨大地震が発生する確率が、70%程度から 70～80%に引き上げられました。

岩倉市においては、計画期間を 2020 年度（令和 2 年度）までとする「岩倉市耐震改修促進計画」の策定後、耐震改修等に取り組んできましたが、計画期間の終了を迎えることから、地震災害対策のより一層の促進を図るため、新たな「岩倉市耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

【計画策定のポイント】 ・法改正等に基づく取組の強化 ・現行計画の検証と取組の精査

◆ 計画の位置づけ

・本計画は、耐震改修促進法に基づき、「愛知県建築物耐震改修促進計画」、「第 5 次岩倉市総合計画」、「岩倉市地域防災計画」、「岩倉市都市計画マスタープラン」及び「岩倉市地域強靱化計画」を上位計画とし、岩倉市における住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進及び地震発生時の減災化を促進するための計画として策定するものです。



◆ 岩倉市における地震被害の想定

○ 南海トラフ地震発生時の岩倉市における被害想定

区分		対象地震	理論上最大想定モデル (陸側ケース)	過去地震最大モデル
最大震度			震度 6 強	震度 6 弱
死者数	建物倒壊等		約 10 人	*
	浸水・津波		*	*
	急傾斜地崩壊等		*	*
	火災		*	*
	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物		*	*
合 計			約 10 人	*
建物全壊・焼失棟数	揺れ		約 200 棟	約 20 棟
	液状化		約 30 棟	約 20 棟
	浸水・津波		*	*
	急傾斜地崩壊等		*	*
	火災		約 200 棟	*
合 計			約 400 棟	約 40 棟

* ：被害わずか（5 未満）

資料：「平成 23 年度～25 年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」

○ 想定濃尾地震発生時の岩倉市における被害想定

最大震度			震度 7
人的被害	死者	建物倒壊による	245 人
		地震火災による	44 人
	合 計		289 人
	重傷者	建物倒壊による	388 人
		地震火災による	25 人
	合 計		413 人
建物被害	揺れ	全壊棟数（割合）	4,154 棟(26.8%)
		半壊棟数（割合）	3,847 棟(24.8%)
	液状化	全壊棟数（割合）	179 棟(1.2%)
		半壊棟数（割合）	300 棟(1.9%)
	揺れ、液状化の合計	全壊棟数（割合）	4,333 棟(27.9%)
		半壊棟数（割合）	4,147 棟(26.7%)
	火災による焼失棟数		2,458 棟

※人的被害は、想定される死者数が最も多くなる、発生季節、時間帯が冬の夕方 18 時発生による。

※火災による建物被害は、想定される焼失棟数が最も多くなる、発生季節、時間帯が冬の夕方 18 時発生による。

※建物被害の「火災による焼失棟数」には、「全壊建物」と重複する建物も含まれる。

※割合は、建物総棟数 15,528 棟に対する割合

資料：「平成 27 年度 岩倉市地震対策基礎調査」

II 計画の基本的事項

◆ 対象となる区域、計画期間、対象建築物

- 対 象 区 域：岩倉市全域
- 計 画 期 間：2021 年度（令和 3 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）までの 10 年間
- 対象建築物：1981 年（昭和 56 年）5 月 31 日以前に着工された旧耐震基準で建てられた住宅及び特定既存耐震不適格建築物を含む建築物

区 分	内 容
住 宅	戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅
特定既存耐震不適格建築物	法第 14 条第 1 項に示される建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第 3 条第 2 項（既存不適格）の適用を受けている建築物
法第 14 条第 1 号	多数の者が利用する建築物
法第 14 条第 2 号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
法第 14 条第 3 号	地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 敷地が県指定の第 1 次・第 2 次緊急輸送道路、または市が指定する緊急輸送道路に接する通行障害建築物

法：耐震改修促進法

多数の者が利用する建築物

保育園、学校、老人ホーム、児童福祉施設、病院、劇場、集会所、マーケット、ホテル、賃貸共同住宅、事務所、図書館、遊技場、飲食店、銀行、工場、自動車車庫、保健所、一般公共の用に供される体育館など

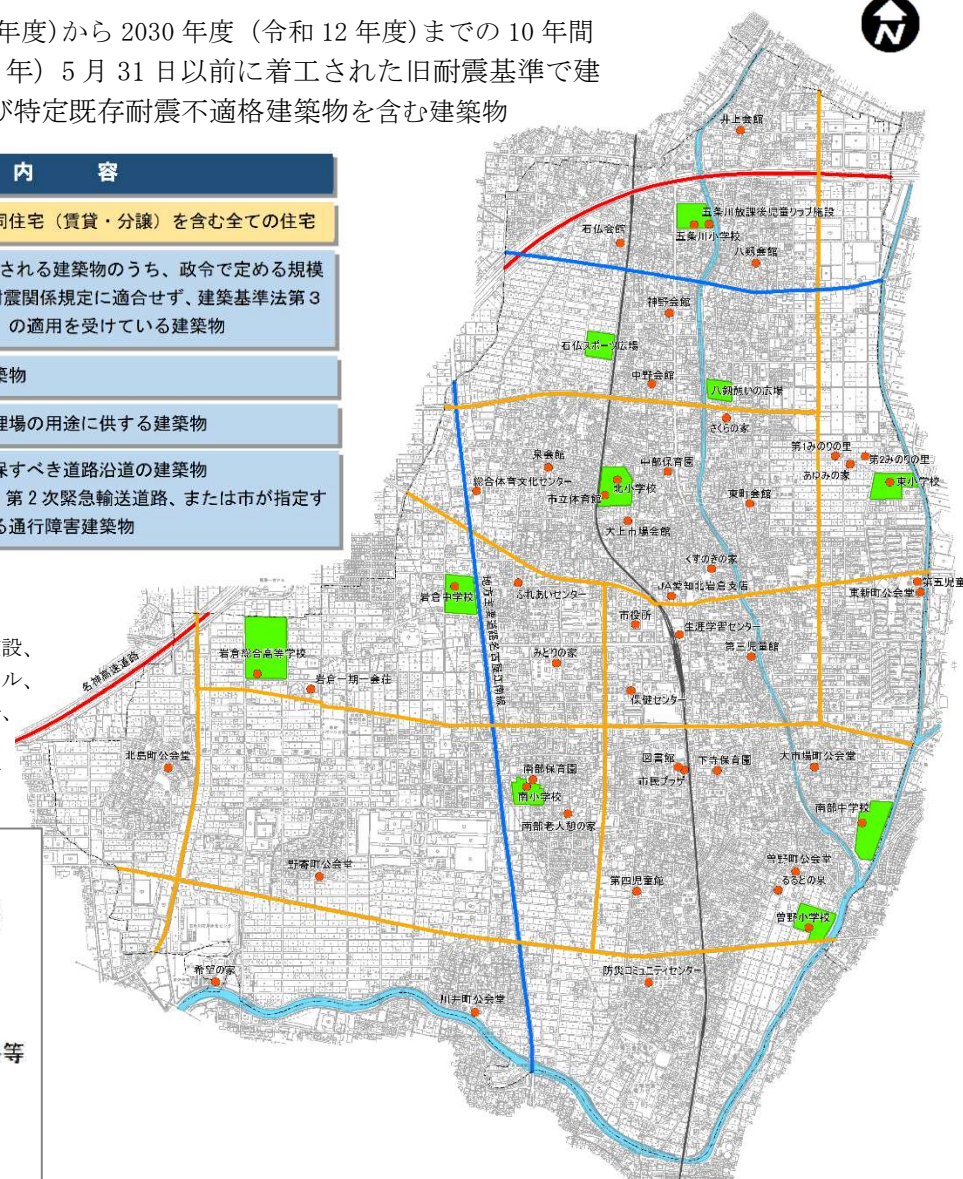
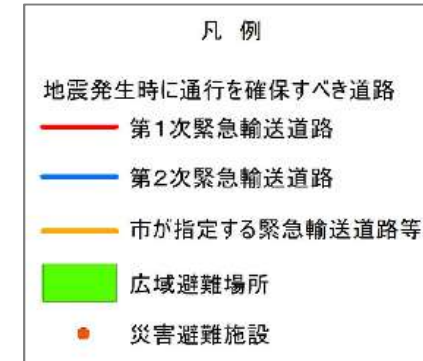


図 地震発生時に通行を確保すべき道路

◆ 耐震化の現状と目標

○ 住宅の耐震化の現状と目標

・愛知県の目標値を踏襲し、全ての住宅（戸建て住宅、共同住宅等）の 2025 年度（令和 7 年度）の耐震化の目標を 95%とし、2030 年度（令和 12 年度）までには 97%（概ね解消する）を目標とします。



※現状は、住宅・土地統計調査と固定資産税課税台帳から推計

○ 建築物の耐震化の現状と目標

・多 数 の 者 が 利 用 す る 建 築 物：現状 181 件（189 件） ➡ 目標 184 件

・危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物：現状 6 件（12 件） ➡ 目標 12 件

・地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物：現状 45 件（64 件） ➡ 目標 63 件

※括弧書きの件数は岩倉市内の対象建築物の件数

2030 年度（令和 12 年度）目標

◆ 耐震改修促進計画に関するアンケート調査結果

【建物の大規模地震に対する不安】

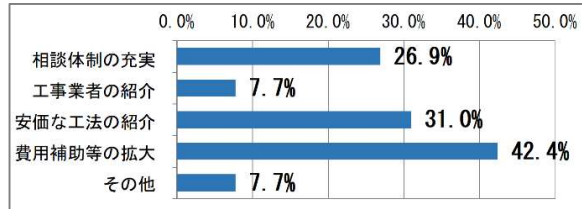
回答者の大規模地震に対する建物の不安度は、「不安である」が76.7%で、「不安はない」を大きく上回っています。新耐震基準で建てられた住宅に住んでいる回答者（新耐震）と、新耐震基準以前の住宅に住んでいる回答者（旧耐震）別では、「不安である」と回答した人は「旧耐震」が86.5%、「新耐震」が72.1%で、「旧耐震」の方が14.4ポイント高くなっています。

※新耐震：1981年（昭和56年）5月以降

【耐震改修工事を行う上で希望する支援】

新耐震基準以前の住宅に住んでいる回答者が耐震改修工事を行う時に希望する支援は、「費用補助等の拡大」が42.4%で最も多く、次いで「安価な工法の紹介」が31.0%と上位を占めており、経済的な支援を希望しています。

区分	件数	比率
不安である	790	76.7%
不安はない	232	22.5%
無回答	8	0.8%
総計	1,030	100.0%



Ⅲ 耐震化促進の基本的な方策

◆ 耐震化に向けた役割分担

- 本計画の耐震化目標を実現するため、これまで以上に迅速に耐震化を確実に実行していくという観点から、国、県及び岩倉市で役割分担を図りながら、所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組み、耐震化の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本とします。

◆ 促進体制

○ 耐震化促進の体制整備

（1）愛知県との連携

- 岩倉市の場合、耐震化促進のための指導等は愛知県が行うことになっていることから、愛知県との連絡・協議体制のもと、情報を共有し、連携して的確に耐震化を促進します。

（2）公共施設管理者間の連携

- 公共機関が所有することが多い、災害時に避難所として利用する建築物は、不測の災害時において、区域全体としては概ねその機能を保全することが望まれることから、他の公共施設管理者と協調・連携して計画的に耐震化を図るものとします。

○ 岩倉市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

- 本計画に定めた住宅の耐震改修の目標達成に向け、「岩倉市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価することにより、住宅の耐震化を強力に推進します。

○ 耐震診断・耐震改修の相談窓口の充実

- 本計画に基づき、継続して耐震診断・耐震改修に関する様々な相談に対応していきます。

○ 減災化の促進

- 地震対策は、住宅等の耐震化が最も有効ですが、費用などの面でそれが困難な場合があることから、命を守る対策として「段階的耐震改修」、「耐震シェルター等設置」、「家具の転倒防止対策」などの減災化に向けた取組を促進します。

◆ 耐震化の普及・啓発

- 木造住宅の耐震化の必要性を周知するため、個別訪問による「耐震診断ローラー作戦」を実施するとともに、愛知県と連携しながら耐震化の促進を図ります。
- 耐震診断による判定が著しく低い住宅等については、「建替え」や「除却」の促進を図ります。
- 特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震化の必要性について啓発を行うとともに、国や県の耐震診断・耐震改修に係る補助・支援制度をPRし、耐震化の促進を図ります。

◆ 重点的に耐震化を進める区域

- 『重点的に耐震化を進める区域』としては、密集市街地である「岩倉街道沿いの区域」、県計画及び本計画で設定する「地震発生時に通行を確保すべき道路沿いの区域」を位置づけ、地震災害に対する意識の向上を図り、耐震促進に努めていきます。

※岩倉街道：市内を大山寺町から石仏町へ南北に抜ける旧街道

◆ 関連する安全対策

- 地震に対する安全対策として、住宅・建築物の構造を耐震化するだけでは不十分であることから、『ブロック塀等の安全対策』、『窓ガラス・天井の落下防止対策』、『エレベータの安全対策』を推進します。

Ⅳ 支援制度

◆ 住宅の耐震化・減災化促進のための支援制度

○ 耐震診断・耐震改修・ブロック塀等に対する補助制度等

対象		概 要
耐震診断	木造	〈木造住宅無料耐震診断〉
	非木造	〈住宅・建築物の耐震診断に対する補助〉 ・耐震診断費用の一部を補助
耐震改修	木造	〈木造住宅耐震改修費補助事業〉 ・耐震改修工事費を補助 ・補助の上限110万円※1
		〈木造住宅段階耐震改修補助事業（1段階目）〉 ・耐震診断判定値0.4以下を0.7以上かつ1.0未満にするもの ・耐震改修工事費を補助 ・補助の上限60万円
		〈木造住宅段階耐震改修補助事業（2段階目）〉 ・木造住宅段階耐震改修1段階目を受けた住宅で、耐震診断判定値1.0以上にするもの ・耐震改修工事費を補助 ・補助の上限50万円※2
		〈木造住宅解体工事費補助事業〉 ・耐震診断判定値0.7未満の住宅を解体するもの ・解体工事費を補助 ・補助の上限60万円※2
ブロック塀等の撤去		〈木造住宅耐震シェルター設置工事費補助事業〉 ・耐震診断判定値0.4以下の住宅に耐震シェルターの設置を行うもの ・耐震シェルター設置工事費を補助 ・補助の上限40万円※1
		〈ブロック塀等の撤去費補助事業〉 ・公道及び公共施設の敷地に面するブロック塀等で道路からの高さが1m以上かつ組積造の部分 が80cm以上のものを撤去するもの ・撤去費用を補助 ・上限10万円

※1：市単独上乗せ10万円を含む

※2：市単独上乗せ20万円を含む

○ 住宅に係る耐震改修促進税制

- 住宅の耐震改修を行った場合、税制による一定の支援が受けられます。市民がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう取り組み、耐震化促進を図ります。

◆ 耐震化に取り組みやすい環境の整備

- 耐震改修工事費が高価で、補助制度を活用しても自己負担が生じることが、耐震改修の実施に踏み切れない大きな要因の一つであることから、低コストの耐震改修工法の普及に努めます。
- 耐震改修費補助により補強工事をした住宅の事例の収集、事例集の作成などに努め、情報提供を図ります。

◆ 地域における耐震化の取組の促進

- 建築物の倒壊や火災等による二次災害の防止には、地域と連携して地震対策に取り組むことが大切であることから、積極的に地域の活動を支援し、地域住民の防災意識を向上させることにより、耐震化を図っていきます。

Ⅴ 計画達成に向けて

- 住宅の耐震化については、岩倉市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、補助制度・支援制度の周知を図り、活用を推進するとともに、制度の拡充・充実を検討します。
- 民間が所有する特定既存耐震不適格建築物については、台帳等により進捗状況を把握しながら耐震化の促進を図ります。
- 本計画について適宜、耐震化の進捗状況の確認を行い、必要に応じて計画の見直し等を行っていきます。